

例　　言

- 1 この年報は、平成22年度における後期高齢者医療制度の事業概況を、旧制度である老人保健制度の推移等も含めて収録したものである。
- 2 この年報は、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）からの後期高齢者医療事業状況報告等に基づいて編集したものである。
- 3 統計表の数値を利用する際、以下の諸点に留意されたい。
 - (1) 年度とは当該年の3月から翌年の2月までの期間をいう。
 - (2) 平成20年3月以前は老人保健法による老人医療受給対象者に係るものである。
 - (3) 用語の定義は次のとおりである。
 - ① 受診率（100人当たり件数）
 - ア 当該月の受診率は、当該月の診療件数を当該月末現在の被保険者（平成20年3月以前は老人医療受給対象者。以下同じ。）数で除して100倍したものである。
 - イ 当該年度の受診率は、当該年度の診療件数を、当該年度の平均被保険者数（各月末の被保険者数の和を12で除したもの。以下、同じ。）で除して100倍したものである。
 - ② 1件当たり日数
当該月又は当該年度の1件当たり日数は、当該月又は当該年度の診療実日数を診療件数で除したものである。
 - ③ 1日当たり医療費
当該月又は当該年度の1日当たり医療費は、当該月又は当該年度の医療費を診療実日数で除したものである。
 - ④ 1人当たり医療費
 - ア 当該月の1人当たり医療費は、当該月の医療費を当該月末現在の被保険者数で除したものである。
 - イ 当該年度の1人当たり医療費は、当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したものである。
 - (4) 統計表第3表「医療費の月次別推移」の月毎の状況は次により計上してある。
 - ア 診療費、調剤、食事療養・生活療養、訪問看護
後期高齢者医療事業状況報告の当該月分として報告された診療費、調剤、食事療養・生活療養及び訪問看護の状況である。
 - イ 療養費等
当該月の翌月の支給決定分として後期高齢者医療事業状況報告により報告され

た療養費等の状況である。ただし、一部、他の月の支給決定分が含まれた数値が集計されている場合がある。

- (5) 統計表各表における費用額は、医療の給付に要する費用と一部負担金等の合計である。
- (6) 老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置（以降、薬剤臨時特例措置という。）が平成11年7月1日から平成12年12月31日まで実施され、老人の薬剤一部負担金は患者本人に代わり国が支払うこととされていたが、この分も薬剤一部負担金として計上している。
- (7) 「65歳以上75歳未満の障害認定者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（以降、「法」という。）第50条第2号の規定による者である。
- (8) 「現役並み所得者」及び「現役並み所得者以外」とは、それぞれ法第67条第2号及び第1号の規定が適用される者である。
- (9) 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは端数処理（四捨五入）によるものである。
- (10) 上記以外の事柄に関しては、各統計表に附記した注記に留意されたい。

表 章 記 号 の 規 約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	•
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
計数が表章単位の1/2未満、又は比率が微小の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	—